

議案番号	件 名
提案課名	内 容
議案第 2 2 号	三田市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について
人 事 課	<p><b>【改正趣旨】</b>  地方公務員法の一部改正に伴い、病院事業の職員の定数を改正する必要が生じることから、当該条例の一部を改正しようとするもの。</p> <p><b>【関係法令】</b>  地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律（平成 2 9 年法律第 2 9 号）</p> <p><b>【改正内容】</b>  市民病院では、研修医及び定年年齢を超える医師については、嘱託職員として勤務を行っている。地方公務員法の改正により、当該職員を任期付職員として雇用する必要が生じることから、病院事業の事務部局の職員の定数を 4 5 5 人から 4 7 5 人に改めるもの。</p> <p><b>【施行期日】</b>  令和 2 年 4 月 1 日</p>